

平成22年度（第46期）事業報告書

平成23年6月

社団法人 日本港運協会

目 次

I. 事業活動

1. 労務関係

- (1) 春闘について
- (2) 港湾労働者年金制度について
- (3) アスベスト問題について
- (4) 年末年始の例外荷役について
- (5) コンテナ船多段（7・8段）例外荷役について

2. 業務関係

- (1) 港湾法の改正について
- (2) 東北地方太平洋沖地震復興支援対策について
- (3) 港湾福利分担金（事業者負担分）の拠出凍結について
- (4) 港湾近代化促進協議会の助成について
- (5) 年末年始の本船荷役等実績について
- (6) 港湾施設特定保安要員講習について
- (7) 平成23年度税制関係要望について

3. 総務関係

公益法人の制度改革について

4. 広報関係

記者会見等について

II. 役員等の異動

- (1) 役員・評議員の一部変更について
- (2) 会員の入・退会について

III. 組織運営関係

委員長・部会長の一部変更について

IV. 諸会議の開催

総会、理事会等

V. 連絡事項

- (1) 褒章・叙勲及び大臣表彰
- (2) 登記及び届出事項
- (3) 株式の保有概況

I. 事業活動

1. 労務関係

(1) 春闘について

2011年春闘は、1月26日に第1回目の中央団交を開催し、全国港湾及び港運同盟連名による「11年度労働条件改善に関する要求書」(資料1)の趣旨説明が行なわれ、その後、3月9日開催の中央団交に於いて、業側より組合側要求全項目毎に回答したが、組合側は一部の回答には理解を示したものの、不満を表明し、同日付で「11春闘 中央港湾団交決裂に伴う争議通告」があり、全港・全職種(日港協加盟全店社)を対象とした3月18日08:00~12:00の時限ストを日港協に通告した。

しかしその二日後の3月11日に東日本大震災が発生、このため労使共々震災対策が緊急の課題となり、3月17日開催の中央団交において春闘交渉を一時中断し、「2011年3月11日 東北地方太平洋沖地震に係る緊急対策について」(資料2)の労使合意書を取り交わし、また、同日付にて18日のストは中止された。

その後、原発事故の発生等、復興の見通しの不透明さが増していく中、4月21日に中央団交を再開し、更に26日開催の中央団交において労使トップ交渉を交えながら協議を重ねた結果、労使合意に達し、協定書(資料3)・覚書(資料4)の通り今春闘は妥結した。

(2) 港湾労働者年金制度について

港湾労働者年金制度については、平成22年春闘協定の第3項の(2)「本制度の抜本的な見直しは、昨年設置された港湾労働者年金制度見直し検討委員会において引続き検討する。なお、新規登録については実施する。」に基づき、10月25日に開催された同検討委員会において、労使協議の結果、「港湾労働者年金制度に係る新規登録作業に関する議事確認」(資料5)を締結し、その後、同議事確認に基づき、新規登録を行うに当り予備調査の第一段階として「現在の年金制度の登録事業者」を対象

に、1999年4月1日以降に当該事業者には雇用された全ての港湾労働者について、その在籍状況等を調査したところである。

その後、その調査結果は3月2日の同委員会で報告されたが、一部内容に精査の必要もみられたため、今後、新規登録の実施に向けた、再調査が行われることになっている。

(3) アスベスト問題について

22年春闘の協定書において、「被災対策については、国の関与を求める等労使一体となって引き続き取り組みを強化すると共に、業界としての補償制度を確立する。具体策は石綿対策小委員会で作成する」とされたことを受けて、石綿対策小委員会において制度の枠組みや給付金の性格について、鋭意、協議を重ねられたが、労使の意見の隔たりがみられた。こうした中で、組合側から一時金の支給等の提案が行われ、協議が続けられた。春闘においては石綿対策小委員会での議論の延長として、一時金の支給、石綿被災者相談窓口への支援、石綿基金の引き上げ等が要求され、協議の結果、アスベスト対策基金を積み増し5億円とすることなどとされた。

(4) 年末年始の例外荷役について

本年度の年末年始例外荷役については、平成22年春闘協定の「12月31日及び1月2日から4日までの年末年始有給休暇の休日化に係る問題について、労使政策委員会で協議し、本年9月末日を目途に方向づけられるよう努力する。」を受けて、4月27日より数回に亘り労使政策委員会を開催し、精力的に組合側と協議を重ねた結果、11月19日開催の同委員会において合意に至り、「年末年始例外荷役に関する労使政策委員会議事確認」（資料6）を締結、例年通り実施となった。

(5) コンテナ船多段（7・8段）例外荷役について

従来、コンテナ船の多段例外荷役については、平成16（2004）年11月30日付「コンテナ船の船内荷役作業並びに危険物・有害毒物等の安全基準に関する確認書」に基づき、6段目荷役まで実施していたが、（社）日本船主協会及び外国船舶協会より、「昨今のコンテナ船の大型化により、本船の積載能力を最大限利用した場合は、甲板上7段以上の積み付けが不可避であり、また海外先進国ターミナルにおいても、最早7段以上の多段積作業が一般化・常態化している」とし、6月9日に7段目以上の荷役の実施につき日港協に文書をもって要請があった。

日港協は船社団体からの要請を受け、港運労使による中央安全専門委員会（6月23日・7月27日）を開催し、多段目荷役の安全作業につき、労使議論を重ねた結果、平成22（2010）年7月27日付「コンテナ船多段〔7・8段〕例外荷役に伴う安全確保措置義務に関する暫定確認書」（資料7）を締結、年度毎に中央安全専門委員会は、本確認書の改定及び確認協議を行うこととし、多段（7・8段）例外荷役を同年9月1日より実施することとなった。

2. 業 務 関 係

(1) 港湾法の改正について

港湾間の国際競争が激化する中、我が国では、基幹航路の寄港数が減少し、国際競争力の強化が叫ばれてきた。2004年以降、スーパー中枢港湾構想が動き出し、民主党政権に移ってからは、「選択と集中」による「国際戦略港湾」の構想が進められた。ハード、ソフトの両面において大胆な施策を実施し、海外諸港とも競争し得る、「ハブ港湾」を国家戦略として整備することを目標に、昨年8月、阪神港と京浜港が「国際コンテナ戦略港湾」に選定された。

これを受けて、国土交通省は、「港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案」を今国会に提出した。

法案は、3月31日、参議院本会議を通過し、同日付けで公布された。

その概要は、

1. 港湾の種類（港格）の見直し
2. 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充
3. 港湾運営会社制度の創設
4. 港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設

である。

港格の見直しでは、「国際戦略港湾」を新しい港格として位置付けるとともに、特定重要港湾を「国際拠点港湾」に改めている。又、「民」の視点による港湾運営では、「港湾運営会社制度」の創設を掲げている。

日港協では、記者会見や同協会のホームページを通じて、下記のように四度にわたる提言を發表し、港湾における国家戦略の重要性を訴えた。

* 国内ハブ港の構築と内航フィーダー・ネットワークの拡充について（2月10日）

* 「港湾の民営化」について（4月26日）

* I T戦略港湾を目指して（7月14日）

* 戦略港湾の選定を終えて（8月6日）

今後、改正法の施行に当っては、国とも十分協議し、対応していくこととしている。

(2) 東北地方太平洋沖地震復興支援対策について

平成23年3月11日14時46分に東北地方太平洋沖で発生した巨大地震は、国内観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、震度7の激しい揺れや、直後に発生した大津波により、東日本の太平洋側を中心に、死者・行方不明者が2万人を超える、戦後最大の被害をもたらした。

日港協は、地震発生の翌3月12日に久保会長を本部長とする、「東北地方太平洋沖地震対策本部」を設置し、被災状況の把握、被災地への支

援、関係先への要請等を行うこととなった。

早速、救援物資輸送を3月13日に仙台、常陸那珂、鹿島港に、引き続き、22日に、仙台港へ生活物資を中心とした、緊急輸送を行った。

一方、福島原発事故に伴う風評被害の広がり、外船社の京浜港を中心とした日本寄港取りやめの動きに対し、日港協として、3月18日から22日の間、久保会長名で、外船社8社の本国のトップに対し、寄港の継続を要請するとともに、政府に対しても、風評被害対策の実施を要望した。

又、被災事業者を支援するため、3月22日の対策本部の決定に基づき、日港協として2億円の支援金を拠出することとなった。

更に、3月30日、日港協に「東日本大震災復興対策基金」を設置し、会員企業だけでなく、荷主関係の方々からも基金を募り、復興支援活動をより一層推進していくこととなった。

(3) 港湾福利分担金(事業者負担分)の拠出凍結について

平成20年秋からの世界同時不況の影響を受け、コンテナを中心に取扱貨物量は大幅な減少となった。平成22年になりようやく回復の兆しが見え始めたが、我が国経済の不安定要因もあり、先行きは不透明となっている。

こうした状況の中、今後、事業者にとってアスベスト被害への対応をはじめ、諸コストの増加は避けられない実情にあることから、元請事業者の経済負担の軽減を図るため、港湾福利分担金の事業者負担分（いわゆる上乗せの「1円相当分」）について、平成22年4月作業分から当分の間、拠出を凍結することとなった。

(4) 港湾近代化促進協議会の助成について

港湾近代化促進協議会の助成については、近促協の助成要綱に則り、ターミナルオペレーター事業に対する助成について、3港3件で合計9,930万円の助成が実施され、また、大型荷役機械の整備に対する助成については、2港4件で9,712万円の助成が実施された。

大規模物流センターの整備に対する助成については、利子補給について1港1社に2億円の助成が実施された。また、物流センターの大規模改修事業に対する助成については、1港1社に改修費として1億円の助成が実施された。

(5) 年末年始の本船荷役等実績について

年末年始(12月31日～1月4日)の本船荷役等の実績については、昨年と同様に本船荷役及びコンテナターミナルゲート業務に係る実績調査を全港を対象に実施した。

本船荷役関係は、資料8のとおり全体で前年度より75隻増の733隻であった。コンテナ船は年末年始の天候不順によるスケジュール変更の影響もあり減少したが、在来船・その他船(専用船他)は増加している。

コンテナターミナルゲート業務の実績については、資料8のとおり前年度より増加しているが、31日～3日の傾向は、例年と同様、平時に比して極めて少数であることから年末年始における荷主等引取り手の休日等の慣習が根強いためと思われる。

(6) 港湾施設特定保安要員講習について

港湾施設特定保安要員講習については、改正SOLAS条約の発効に当たり、保安警備業務について、平成16年度より日港協主催で国土交通省他の協力を得て、保安要員に必要な知識を習得するための講習会を開催してきた。

平成22年3月に国内法に係る国土交通省告示が発せられ、概ね2年程度の移行期間を設け、国際埠頭施設の埠頭保安規程が見直された後、3点確認（本人確認、所属確認、目的確認）が実施されることから、講習内容を見直し、第2期第1回講習会として、本年度も全国の会員を対象に12月9日、10日に港運会館で開催した。なお、この講習会で9回を数え、受講者の合計は約660人となっている。

(7) 平成23年度税制関係要望について

平成23年度の税制関係要望については、港湾の国際競争力強化に関し、拡充が必要な制度や新たな制度及び現行税制上期限切れとなる制度についての要望事項を整理し、これを要望書として取りまとめ陳情を行った結果、資料9の通りとなった。

3. 総務関係

公益法人の制度改革について

公益法人は、長い間、制度改革についての議論がなされていたが、平成18年に改革のための関連3本の法律が成立した。

それによると、法律の施行から5年以内となる平成25年11月30日までに、内閣府公益認定等委員会に申請し、「公益社団・財団法人」か「一般社団・財団法人」、あるいは、「解散」のいずれかを選択しなければならない。

日港協としては、「公益社団法人」を選択するには、いろいろハードルが高いため、「一般社団法人」への移行が現実的と考えられ、今後、関連団体の動向等を見極めながら、検討を進めて行くこととなった。

4. 広 報 関 係

記者会見等について

「日本港湾2010－11年回顧と展望」をテーマにした久保会長のインタビュー記事を平成23年1月5日の日本海事新聞に掲載するとともに、正副会長会議、常任理事会終了後の定例記者会見及び東北地方太平洋沖地震発生に伴う緊急記者会見等を行って、日港協の政策、方針の説明を行った。

II. 役員等の異動

(1) 役員・評議員の一部変更について

常任理事、理事及び評議員の一部変更について、平成22年6月11日の通常総会において諮られた結果、提案通り異議なく選任された。

なお、同日の理事会において三谷副会長が退任され、花崎副会長が選任されたが、花崎副会長は、8月31日付をもって退任された。

又、同理事会において、須之内理事長が再任された。

(2) 会員の入・退会

平成22年度における会員の入・退会については、次の通りとなった。

入 会

東海地区会員（衣浦港） J F E 物流知多(株) 平成22年 4月14日

中国地区会員（徳山下松港） 山口コーウン(株) 平成22年 5月12日

〃 （尾道糸崎港） 大 亜 物 流 (株) 〃

東京地区会員（京浜港） 東京ボード工業(株) 平成22年 3月10日

九州地区会員（三池港） 日本コークス工業(株) 平成22年11月10日

東京地区会員（京浜港） (株) 日 港 //

退 会

東海地区会員（衣浦港） J F E 物 流 (株) 平成22年 4月 8日
知多事業所

北海道地区会員（小樽港） 小樽木材倉庫(株) 平成22年 6月15日

中国地区会員（福山港） 日 本 通 運 (株) 平成22年 6月25日
倉敷支店笠岡営業所

東京地区会員（東京港） (株) 日 港 平成22年 7月14日

// (//) (株) 中 伝 //

Ⅲ．組織運営関係

委員長・部会長の一部変更について

平成22年9月3日付をもって、総務委員長に田村副会長が、労務委員長、労使政策委員長に安部副会長が、元請総合部会長に岡本副会長が、検査部会長に藤本常任理事が夫々会長から委嘱された。

Ⅳ．諸会議の開催

平成22年度における総会、理事会等の諸会議の開催については、資料10の通りとなった。

V. 連絡事項

(1) 褒章・叙勲及び大臣表彰

1. 褒章

平成22年11月3日

久保昌三	(株) 上組	藍綬
番尚志	三菱倉庫(株)	藍綬
三輪尚治	名港海運(株)	黄綬

2. 叙勲

平成22年11月3日

田端彰	関東港運(株)	旭双
-----	---------	----

3. 国土交通大臣表彰

平成22年7月19日

田中清夫	伏木海陸運送(株)
荻原茂	名港海運(株)
島憲藏	三島船舶(株)
望月薫	アオキトランス(株)
守田健一	三角海運(株)

(2) 登記及び届出事項

1. 平成22年6月15日
(国土交通大臣宛) 平成21年度事業報告について届出
2. 平成22年7月5日
(東京法務局) 理事の変更登記
3. 平成22年9月24日
(東京法務局) 理事の変更登記

(3) 株式の保有概況

名称 (所在地)	資本金 代表者名 役員数・従業員数	当該営利法人 との関係	保有株式数 保有割合(%) 株式取得日	業務内容
株式会社 シーパレス 愛知県豊橋市 神野新田町 ミノ割1番地3	10,000 千円 木谷信雄 3名・45名	監査役 須之内康幸	70株 35% 平成3年 2月28日	ホテル、レストラン、 並びに スポーツ施設 の経営等